

千葉県議会政務活動費の交付に関する条例（素案）抜粋

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第9条 政務活動費は、会派及び議員が行う、国内外における調査研究、研修、姉妹友好都市交流、各種会議及び意見交換、広報、広聴、住民相談、要請、陳情その他の市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

（収支報告書等の保存及び閲覧）

第14条 議長は、第11条第1項又は第3項の規定により提出された収支報告書等を、それぞれ提出すべき期限の翌日から起算して5年を経過する日までの間保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている収支報告書等の閲覧を請求することができる。

3 議長は、前項の規定による請求があったときは、不開示情報（千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第52号）第7条に規定する不開示情報をいう。）が記録されている部分を除き、収支報告書等を閲覧に供するものとする。

別表（第9条関係）

項 目	内 容
調査研究費	市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
研 修 費	研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費
広 報 費	市政及び政務活動について市民に報告するために要する経費
広 聴 費	市政及び政務活動に対する市民からの要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費
要請・陳情活動費	要請、陳情活動を行うために必要な経費
会 議 費	他都市、団体等との意見交換等各種会議の開催及び参加に要する経費
資料作成費	政務活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	政務活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費
人 件 費	政務活動を補助する職員を雇用する経費
事務・事務所費	1 政務活動に係る事務の遂行に要する経費 2 政務活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費
燃 料 費	政務活動に伴う自動車等の燃料に要する経費